

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

練馬区立豊玉東小学校

1. 基本姿勢と現状

- いじめはどの学校（園）にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者側に立ち、組織で対応する。（練馬区の基本姿勢より）
- いじめ問題の対応においては、すべての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力する。
- 学級担任は、すべての段階の各取り組みについて、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的で能動的な対応を行う。
- いじめ情報は、小さな事でも担任一人で抱え込まず、組織で対応する。
- 管理職は、すべての取り組みにおける最終的な責任者であり、それぞれの取り組み円滑に行われるようにマネジメントする立場であることをしっかりと認識し、取り組み状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- 学校いじめ対策委員会は、いじめ問題の対応について中核的な対応を担うものであるが、以下では、それぞれの取り組みに応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示する。

2. いじめ対応で学校として徹底すること（練馬区教育委員会いじめ問題対策方針より）

（1）定期的ないじめの実態把握と校内の対応

- ・「いじめ記録」の入力と、共通理解（本人や保護者からの訴え、児童や教員の気づき、ふれあい月間のアンケートなどによりいじめを把握した際）
- ・いじめ対策委員会の定期開催（ふれあい月間のアンケート後）と随時開催（いじめの実態を把握した時）

（2）教職員の指導力向上

- ・年3回のいじめ防止研修

（3）教育相談の充実

- ・児童が相談しやすい校内体制の工夫
- ・多面的な相談体制の構築

（4）いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・毅然とした指導の徹底
- ・保護者と一体となったいじめの改善
- ・年3回のいじめに関する授業の実施

（5）児童の主体的な活動の促し

（6）保護者・地域との連携強化および啓発の促進

（7）校種間および関係機関との一層の連携

- ・卒業時等における的確な情報伝達
- ・児童関連施設との情報共有

（8）記録の保存

- ・いじめの訴えや対応等については、その都度記録し、データを適切に保存する。

3. 組織作り 【学校いじめ対策委員会】

○管理職 ○生活指導主任 ○主幹 ○いじめ防止担当 ○スクールカウンセラー

○心のふれあい相談員

○ケースに応じて該当担任、学年主任 養護教諭を入れる。

4. 年間の取り組み

	主な取り組み	時期	学校いじめ対策委員において中心的な役割を果たす者
未然防止	○いじめに関する校内研修の計画・実施。	4月	生活指導主任 研究主任 校長
	○「いじめや人間関係に関する授業」の計画・実施。 道徳 学級活動	4月 通年	生活指導主任 学年主任
	○いじめ防止研修①（いじめ総合対策教員研修プログラムより「いじめ」の定義の確実な理解）	5月	生活指導主任 いじめ対策担当
	○スクールカウンセラーと5年生との面談を行う。	5月～6月	生活指導主任、担任 SC、5年担任
	○いじめ防止研修②（いじめ総合対策教員研修プログラムより「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取り組みの推進）	10月	生活指導主任 いじめ対策担当
	○練馬区いじめ防止プロジェクトの計画・実施。	11月	生活指導主任 いじめ対策担当
	○いじめ撲滅宣言等の児童会の取り組みを行う。 意見交換会、ポスター作成等	1月	いじめ対策担当 特別活動主任、 代表委員会担当者
	○いじめ防止研修③（いじめ総合対策教員研修プログラムよりいじめの問題の解消に向けた組織的な取り組み）	1月	生活指導主任 いじめ対策担当
	○金曜日の生活指導会での情報交換	通年	生活指導主任、SC、心の相談員、特別支援コーディネーター
	○校内整備 児童の持ち物整理	安全指導日等	全職員

早期発見	○スクールカウンセラー、心のふれあい相談員の見回りや面談による情報提供を行う。（口頭、ファイル閲覧） ○「ふれあいアンケート」の実施・分析・活用を行う。 ○学校便りや保護者会を積極的に活用する。 ○いじめに対する指導の方法やいじめ発見のポイント、子供のサインなどを具体的に挙げ、教師の指導力を高める。	通年 6月、11月 2月 毎月 4月、9月、 12月、2月 ふれあい週間	心の相談員、SC、担任、学年主任、学校応援団 担任、いじめ対策委員会 校長、学年主任 生活指導主任 いじめ対策担当
早期対応	○被害の児童・保護者に対する担任、学年、スクールカウンセラーを活用したケアをする。 ○加害の児童、保護者に対する組織的・継続的な指導と観察を行う。 ○地域人材を活用した登下校時の見守りを願う。	通年	担任、学年、養護教諭、SC、副校長 担任、学年、副校長、校長、生活指導主任 副校長、安全安心ボランティアの方々、地域の協力者
重大事態への対応	○被害の児童に対して、複数の教員によるマンツーマンで保護する。 ○警察への相談・通報する。 ○いじめ対策緊急保護者会を開催する。		担任、学年主任 副校長 校長、副校長 主幹 生活指導主任 学年主任